

⇨ 事前届出給与が未払いの場合

Q : 事前に届出した役員給与と支給額が違った場合はどうなりますか、また、支給額が少なく、その差額を未払いとした場合はどうなりますか？

A : 増額支給であればその支給額の全額が損金不算入、減額支給であれば支給した金額が損金不算入になります。

【解説】

役員給与は、平成18年4月1日以後開始する事業年度において、その支給時期及び支給金額について事前に所轄税務署長に届出したものをその定めのとおり支給した場合に限り、損金に算入できることとなっています。

したがって、税務署長に届出した支給額と実際の支給額とが異なる場合には、事前に支給額が確定していたといえないことから、事前届出した給与に該当しないものとなり、それが増額支給であれば増額分だけでなく、実際の支給額の全額が損金不算入となり、また減額支給であれば実際に支給した金額が損金不算入となります。

なお、事前に届出した給与は、会社との委任契約に基づく職務執行の対価であり、確定しているものですから、未払いが見込まれる金額が含まれることはないと考えられ、逆に未払いが見込まれる金額が含まれている場合には、確定額を届出したものではないとされるおそれもありますので、注意しなければなりません。この制度を導入するには、よく検討することが必要です。

